

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社松屋		コード	8237
提出日	2026/5/1	異動(予定)日	2026/5/28	
独立役員届出書の提出理由	・2026年5月28日開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	柏木 斉	社外取締役	○														○		有
2	石戸 奈々子	社外取締役	○														○		有
3	武藤 潤	社外取締役	○														○		有
4	井上 ゆかり	社外取締役	○														○	新任	有
5	古屋 勝正	社外取締役	○											△					有
6	中村 隆夫	社外取締役	○														○		有
7	吉田 正子	社外取締役	○											△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経験、ならびに財務・会計分野における豊かな経験と幅広い知識等を当社の経営に反映していただくことを期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 柏木斉氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、経営者としての経験を生かし、当社経営陣と対等な議論を行う専門性を有していることから、独立役員に適任と考えております。
2		学識経験者としての専門的見識、ならびにIT・デジタル分野における豊かな経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことが期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 石戸奈々子氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、学識経験者としての専門的見識およびIT・デジタル分野における豊かな経験を生かし、当社経営陣と対等な議論を行う専門性を有していることから、独立役員に適任と考えております。
3		実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経験、ならびに事業戦略・リスクマネジメント分野における豊かな経験と幅広い知識等を当社の経営に反映していただくことを期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 武藤潤氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、経営者としての経験を生かし、当社経営陣と対等な議論を行う専門性を有していることから、独立役員に適任と考えております。
4		実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経験、ならびに事業戦略・マーケティング分野における豊かな経験と幅広い知識等を当社の経営に反映していただくことが期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 井上ゆかり氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、経営者としての経験を生かし、当社経営陣と対等な議論を行う専門性を有していることから、独立役員に適任と考えております。
5	古屋勝正氏は、富国生命保険相互会社の出身者であります。同社と当社の間には取引がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であるため、その概要の記載は省略します。	実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経験を当社の経営に活かしていただくことを期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから監査等委員である社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 古屋勝正氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、経営者としての経験を生かし、企業財務に精通した立場からの的確な助言を行う知見を有していることから、独立役員に適任と考えております。
6		主に法令や定款の遵守および当社のコンプライアンス体制の構築・維持について弁護士としての専門的見識、ならびに実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経験を当社の経営に反映していただくことが期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから監査等委員である社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 中村隆夫氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、企業法務の専門家として、会社が直面する広範なリスク、企業全体の利益に配慮する専門的能力ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、独立役員に適任と考えております。
7	吉田正子氏は、東京海上日動火災保険株式会社の出身者であります。同社と当社の間には取引がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であるため、その概要の記載は省略します。	損害保険会社における豊かな経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことが期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから社外取締役に適任と考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 吉田正子氏は、当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、また、損害保険会社における豊かな経験および他社監査役の経験を生かし、的確な助言を行う知見を有していることから、独立役員に適任と考えております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。